

問題の概観 : 戦後高等教育の伸長と変容 (< 課題研究 > 大学淘汰の時代を生き残る経営戦略)

| | |
|----------|--|
| 著者 | 加藤 崇英 |
| 雑誌名 | 学校経営研究 |
| 巻 | 24 |
| ページ | 61-72 |
| 発行年 | 1999-04-01 |
| その他のタイトル | General View : Growing and Changing of Post-war Higher Education (<Reports>Management Strategy for Survival in Era of the Elimination of Colleges) |
| URL | http://hdl.handle.net/2241/00125495 |

問題の概観 戦後高等教育の伸張と変容

筑波大学大学院 加藤 崇 英

はじめに

18歳人口の減少と財源難——大学の経営を危機に陥らせるこの2つの条件が同時に起こっている。このような時代、すなわち大学淘汰の時代は、戦後わが国がこれまで経験したことのないものといえる。これまで右肩上がりの経済成長を背景に、急激な人口増加と進学率の増加によって高等教育は拡大し続けてきた。70年代の2度にわたるオイルショックなど経済停滞の時期ですら人口は増加の一途にあった。しかし、平成4年度の205万人というピーク以降から始まった18歳人口の減少と90年代の経済不況は、これまで拡大を続けていた高等教育を量的な縮小に向かわせている。また各大学は、授業開設や単位認定における弾力的運用などの教育面だけでなく、自己点検・評価システムをもった組織運営の抜本的改革という質的な転換をも同時に迫られる環境にある。このような中で各大学は生き残りのための経営戦略を強いられている。

以下、本報告では、このような状況下におかれる高等教育の問題を、戦後以降の伸張（高等教育体系の発展・整備）と変容（拡大から縮小・再編）として捉え、概観する。

1. 新制大学の発足と高等教育の量的拡大

(1) 戦後の高等教育体系の整備

我が国における近代的な高等教育機関としての大学は、1886(明治19)年の帝国大学令により始まったといえよう。その後、1918(大正7)年に臨時教育会議の答申に基づく大学令により、公立・私立の大学も認められ、これを機に日本の大学はその数を増していった。

戦後は、1947(昭和22)年に学校教育法制定による旧制大学から新制大学への転換がなされ、これにより従来の旧制大学に加えて、旧制高等学校、専門学校、師範学校等が大学に昇格、また旧制の予科は廃止された。よって大学は後期中等教育、すなわち高等学校に直ちに接続する機関となった。これらの大学は、6年制の医科歯科系を除いて、4年制をとった。また、小中学校の教員養成に当たっていた師範学校・青年師範学校・高等師範学校も大学の一部として再編統合された。

私立大学は、その設置者が財団法人から学校法人となった。私立大学の経営は設置者としての法人理事会が行うようになり、また、私学に対する政府の規制の範囲は、戦前よりも大幅に少なくなった。

その後、1952(昭和27)年に短期大学、1961(昭和36)年に高等専門学校、1975(昭和50)年に専修学校制度が整備された。これらにより高等教育の構造は一本化され、明治以来の各種学校が学校体系の上に正規に位置づいた。

(2) 大学基準及び大学設置基準

新制大学は、戦前と比して国家との関係が原理的に異なる。すなわち、「新制大学制度の発足に当って採用された新しい指導原理とは、旧制度との対比でいえば、①大学の設置認可行政における官僚統制の排除ないしは形式化、②専門家による大学基準の制定とその運用、③大学の自主的努力と団体的規制による大学の水準の維持・向上」^①というものであった。

そして米国使節団が勧告した改革原理は、「第一に高等教育機関の設置認可にかかわる実質的権限を行政官僚の手から専門家の合議機関に移すこと、第二に設置認可基準もまた専門家により判定・運用すること」であり、「第三に大学設立のための「設置認可行為」と大学設立後の「基準認定」(適格判定)行為とを分離して、アメリカのアクレディテーション accreditation 方式を導入すること」^②であった。このような原理のもと、1947(昭和22)年に財団法人大学基準協会は設立された。大学基準協会により質的向上の基準・目安としての「大学基準」が制定された。

また、文部省内の大学設置委員会(のち大学設置審議会)は、国公立の新制大学の設置認可の基準として、「大学基準運用要項」を用いた。この「大学基準運用要項」と先の大学基準協会の「大学基準」とを、1956(昭和31)年に両者をあわせて「大学設置基準」が文部省令として制定された。このような経緯から、「大学設置基準は大学設置認可のための『最低基準』と、あるべき大学を目指す『向上基準』という、目的を異にする性格のものが合体されたもので、そのことが後に問題を残すことになった」^③と指摘される。

この大学設置基準の存在は、大学の質を一定水準保つことに貢献したといえる。しかし一方で、カリキュラムや教育方法などにおいて自由かつ独創的な活動、またそれを可能にする大学の運営を制限するものと言えた。

さらに1963(昭和38)年1月、中教審「大学教育改善について」は、(1)大学の目的・性格(2)高等教育の種別化(3)教育内容・方法(4)設置及び組織編成(5)管理運営(6)構成補導(7)入学試験(8)大学の財政、などを示し、これにより戦後の高等教育はその骨格を形作ったといえる。

1968(昭和43)年には大学紛争がおこるが、その際なされたさまざまな提起は、直ちに実施を見るにまでは至らなかった。

(3) 量的拡大への対策と大学大衆化の始まり

戦後の経済発展は、上記の高等教育体系の整備を後押しすることになったとも言える。特に1960年代の高度経済成長時代においては、国民所得倍増計画(1960～1970、昭和35～45年度)の目標を

達成するために、また産業界の人材要請にこたえるために、高等学校教育計画（工業系課程の拡充）や大学の「理工系学生増募計画」が課題とされた。当時の教育投資論やマンパワー政策もあいまってこれを後押ししたといえよう。また、昭和40年代のベビーブーム対策等はさらなる量的拡大を要請した。

昭和50年代はさらに、「高等学校進学者の増大、産業界の人材需要の拡大等を背景として、国民の高等教育への進学意欲は上昇し続け、昭和50年度には、大学、短期大学及び高等専門学校（第4年次）への進学者は61万人、進学率は38.4%に達した」⁶⁴。しかし、このような急速な量的拡大に伴い、「マスプロ教育」批判される教育条件の低下や大学の都市への集中あるいは進学機会の地域間格差などの問題が生じた。

一方、政府は「昭和50年代前期計画（高等教育懇談会報告）」（昭和51～55年度・第一次計画⁶⁵）、「昭和50年代後期計画（大学設置審議会報告）」（昭和56～61年度・第二次計画）を展開した。「これらの計画期間は、18歳人口がおおむね150～160万人で推移する期間」であり、「量的拡大の抑制、私学の定員超過率の改善」および「私学助成の拡大等による教育研究条件の改善」、「大都市における新增設の抑制等による地域配置の適正化等の観点から高等教育の整備」が図られたのである⁶⁶。

2. 大学設置基準の大綱化と18歳人口急増・急減への対策

臨時教育審議会（以下臨教審）は、高等教育にも大きな影響をもたらした。個性化や弾力化としての変革を高等教育制度および各大学に求めるものであると同時にわが国の高等教育の本格的な大衆化時代への移行を告げるものであった。一方、上で見た第一次および第二次の計画を経た、高等教育計画が次に直面したのはある意味では臨教審における提言以上に困難な課題といえるものであった。すなわち、80年代後半における18歳人口の急増と、一転して90年代から始まる18歳人口の急減への対策である。

(1) 臨教審における高等教育改革の論議

遡ってみれば、臨教審⁶⁷は、今日の高等教育改革にも大きな影響を与えているといえる。1991（平成3）年の大学設置基準の大綱化における主たる役割を担った大学審議会は、臨教審でユニバーシティ・カウンシルとして提起されたものであった。

麻生は、「四六答申」に見られず、臨教審報告で目玉となっている課題として、①学部・学科・講座・課程といったわが国の大学教育・研究の基本組織＝基本単位を改革しようとする方向（例、筑波大等）、②大学の修学年限と単位、履修の形態、学期と授業時数、入退学及び編入学に関する諸制度を柔軟化していく課題、③大学の自己評価と大学情報の公開（四六答申にはまったく見られなかった課題）、④専修学校を含めた短期高等教育機関の明確な位置づけと拡充の問題、⑤大学の設

置と基準維持の行政課題、を指摘している⁽⁸⁾。

ここで示された課題の多くは、その後の大学審議会の設置と大学設置基準の大綱化によって改善されていくことになる。

(2) 18歳人口の急増から急減への転換とその対策

戦後以降、これまで増加し続けていた18歳人口は、平成4年度には205万人のピークに達し、これを境に今度は減少に転じ始めたが、それは、平成12年度には150万人台にまで落ち込んでしまうという急激なものであった。よって18歳人口急増期における「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について（大学設置審議会報告）－昭和60年代計画－」（昭和61～平成4年度・第三次計画）と、急減期における「平成5年度以降の高等教育の計画的整備について（大学審議会答申）－現行計画－」（平成5～12年度・第四次計画）が策定されることになる。

昭和60年代計画では、「高等教育の量的整備として、18歳人口急増期においても一定の進学機会を確保するため、大学、短期大学及び高等専門学校の設定員増を図ることとし、その際、平成5年度以降の18歳人口の急減を考慮して、設定員増のうち一定数を期間を限った設定員（いわゆる臨時的設定員）増として対応」した⁽⁹⁾。

これは、先を見越して設定員を減らせば、受験競争を激化させることになり、また、設定員を増やしすぎると急減期における学生集めに困難が生じる、という事態であった。対策としては「入学設定員増を恒常部分と臨時部分にわけ、臨時部分は一九九二年以降削減していく」という「苦心の対応」であった⁽¹⁰⁾。

(3) 大学審議会の設置と大学設置基準の大綱化

大学審議会は、臨教審の答申に基づいて大学のあり方を基本的に調査・審議する機関として、1987(昭和62)年9月に学校教育法の改正によって創設された。同年には「大学等における教育研究の高度化、個性化及び活性化等のための具体的方策について」を示した。1989年(平成元)年には「平成5年度以降の高等教育計画の策定について」の審議要請を受け、以後2年間審議し、1991(平成3)年2月には、「大学教育の改善」、「学位制度の見直し及び大学院の評価」、「学位授与機関の創設」、「短期大学教育の改善」、「高等専門学校教育の改善」のこれらの5件について答申し、さらに同年5月には「平成5年度以降の高等教育の計画的整備について」と「大学院の整備充実について」の2つの答申を行なった。

これらの答申を経て、いわゆる「大学設置基準の大綱化」が進められた。その主なものとして以下の項目が挙げられる⁽¹¹⁾。

- ・授業科目区分の廃止（平成3年6月大学設置基準改正）⁽¹²⁾、学生の学習の充実
- ・単位の計算方法、授業期間等の基準の弾力化（平成3年6月大学設置基準改正）⁽¹³⁾
- ・昼夜開講制の実施（平成3年6月大学設置基準改正）

- ・大学以外の教育施設等の学習成果の単位認定（平成3年6月大学設置基準改正）
- ・科目等履修生制度の導入（平成3年6月大学設置基準改正）⁽¹⁴⁾

また大学院⁽¹⁵⁾および短大（短期高等教育）および高等専門学校⁽¹⁶⁾も多くの改正がなされるとともに、この平成3年の大学設置基準の改正においては、各大学による自己評価についての努力義務が示され、以後、自己点検・評価システムの構築は各大学の課題となったといえる。

(4) 少子化と今後の高等教育の規模

少子化の進行により、今後もしばらくは18歳人口は減少していく。その数は、2000（平成12）年には約151万3千人、2010（平成22）年には約120万8千人となるものと予測される⁽¹⁷⁾。今後の高等教育の規模について、1998（平成10）年10月の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」では、「大学及び短期大学への入学者数も平成8年度から約10万人減少し約70万人（社会人、留学生約4.5万人を含む）となるが、進学率については18歳人口の減少が入学者の減少よりも急激であるため、8年度の46.2%（平成10年度実績48.2%）から58.8%（社会人・留学生を除く高卒進学率は55.1%）に上昇すると予測されている」としている。

しかし、これは大学及び短期大学の臨時的定員を最低半数解消すると予測される場合である。上記の答申に先立って出された1997（平成9）年1月の大学審議会答申「平成12年度以降の高等教育の将来構想について」では、臨時定員をすべて解消した場合と先に示した半数解消した場合との2つを示している。しかし、同答申では、臨時定員を「本来の趣旨に沿えば、平成11年度末までに解消すべき」としながらも、「入学定員の減少に伴う受験生への影響」、「臨時的定員が教育機会の確保に果たしてきた役割」、「私学経営への影響」などに配慮する必要があるとし、これらを踏まえ、「臨時的定員を平成11年度末ですべて解消することは適切でなく、全体として、本構想の対象期間である平成16年度までの5年程度の間で、段階的に解消することが適切である」としている。

3 財政構造改革と高等教育における縮小再編

わが国の高等教育は、大衆化を遂げてもなお、臨時的定員に見られるように、学生定員数の増減をどのようにコントロールするかという課題が中心に置かれている。18歳人口の急増期には量的拡大に伴う質的低下が、急減期においては急激な定員減による私立大学の経営危機が懸念された。一方、学生定員のコントロールという問題に加えて、90年代の高等教育は財政的な問題を抱えてきた。以下では、近年の財政構造改革を背景に、高等教育とその財政のおかれる縮小再編の現状を概観する。

(1) 高等教育財政

我が国においては、国公立大学等では国や地方公共団体の予算支出が主たる財源となっている。

同時に、授業料等学生納付金収入も財源の一部を構成している。

平成9年度国立学校特別会計予算では、総額は2兆6,848億円である。その財源としては、一般会計からこの特別会計予算への繰入金が最も多く1兆5,550億円であり、ほかに、附属病院収入4,860億円、授業料および入学検定料等収入3,239億円となっている⁽¹⁸⁾。「一般会計から特別会計への繰入率は特別会計創設時には82.1%、ピーク時は昭和46年度の83.5%であったが、国における厳しい財政事情から、その後漸減し、一時は60%を割ったこともあったが、この数年は60%台の前半で推移している」⁽¹⁹⁾。

私立大学への補助としては、私立学校振興助成法により、日本私学振興財団を通してなされる私立大学等経常費補助金が最も重要なものである。平成9年度において2,950億5千万円を計上している。1970(昭和45)年度に始まりそれまで増額を続けていた私立大学等経常費補助金は、1982(昭和57)年度に前年実績を据え置き(2,835億円)、翌1983(昭和58)年には2,770億円、さらに1984(昭和59)年には2,438億5千万円と大幅ダウンとなった。その後は毎年微増している。一方、私立大学の全体の経常的経費は増大し続けている。この私立大学の全体の経常的経費に比して、補助金の割合は1980(昭和55)年をピーク(29.5%)に毎年、減少し続け、平成9年度には12.1%となっており、私立大学にとっては年々厳しい財政状況になっている。加えて、先に示した少子化の進行と18歳人口の急減が、授業料等学生納付金収入をその主要な収入源とする私立大学に追い討ちをかけているといえる。さらに以下のように、近年のわが国の財政事情から見れば私立大学に限らず、高等教育、ひいては教育全体について文教予算は厳しい状況に置かれている。

(2) 抑制を迫られる文教予算と高等教育財政

現在、わが国は250兆円あまりの公債残高を抱えている。主要先進國中、最悪ともいえる状況であり、財政健全化が叫ばれている状態にある。今後予想される一層の高齢化、少子化、低成長率の進展などを背景に、抜本的な改善策が求められている。政府は財政健全化目標として2003年までの財政赤字対GDP比3%、赤字国債発行ゼロを掲げた。そして、今世紀中の3年間を「集中改革期間」とし、「一切の聖域なし」で歳出面における縮減を厳しく進めようとしている。

このようななかで文教予算も縮減のターゲットとして諸点を指摘されている。我が国の文教・科学技術予算は、社会保障および公共事業に次いで大きな予算項目である。少子化現象、特に高等教育の側面から見れば18歳人口の急減は、文教予算を歳出面で抑制するうえでもっとも大きな理由とされている。政府「財政構造改革会議」における「財政構造改革のための法律案の内容の骨子」では、文教予算について以下のように歳出面の抑制の基本方向を示している。

まず文教予算の「改革の基本方針及び量的縮減目標」として「政府は、文教予算について、児童又は生徒数の減少に応じた合理化、受益者負担の徹底、国と地方公共団体の役割分担等の観点から、義務教育、国立学校、私学助成等の分野について見直し、抑制するもの」とし、「集中改革期間の各年度の当初予算における国立学校特別会計繰入れ及び私立学校助成費(経常費助成)の額は、

それぞれ、当該各年度の前年度の当初予算における国立学校特別会計繰入れ及び私立学校助成費(経常費助成)の額を上回らないものとする」。

財政構造改革特別部会では1996年に「中間報告」と「財政構造改革を考える－明るい未来を子供たちに」という二つの報告書を公表した。そのうち後者の「財政構造改革を考える－明るい未来を子供たちに」では「第3章 教育」の第5節「私立学校への助成」では「私立大学等に対しては経常費助成、私立高校等に対しては都道府県の行う経常費助成に対する補助を中心にそれぞれ助成措置があり」、「今後の検討課題」として「18歳人口の減少傾向を踏まえ、私学の学校数や学生定員の規模を含め在り方を検討する必要」があり、「経常費助成については、教官数等に応じた配分でなくプロジェクトに対する助成、教育研究に対する評価に基づく助成に改めること等の検討が必要」⁽²⁰⁾であるとしている。

一方、我が国の高等教育費に占める公財政支出の割合は、欧米諸国⁽²¹⁾に比較すると「低い水準」にあるといえる。『我が国の文教施策(平成7年度)』では「高等教育が社会の発展や国民生活の向上に果たす役割を考慮すると、高等教育に要する経費を幅広く社会全体で負担するという観点からも、公財政支出の一層の充実に配慮する必要がある」としている。そして重要なことは、「限られた財源の有効活用」であり、「特に公財政支出については、その配分の効率化・重点化が不可欠であり、その視点としては、各大学等における教育研究の質的な充実の状況等が重視されるべき」であるとしている。

(3) 予算縮減のターゲットとしての教育学部・教員養成課程の縮小再編

財政健全化政策は「450兆円規模の債務是正の6つの改革」すなわち「行政改革」、「財政構造改革」、「経済構造改革」、「金融システム改革」、「社会保障構造改革」そして「教育改革」である。財政構造改革の5原則はその達成時期を2003年とし、平成10から12年を集中改革期間とされた。1998年度予算は一般歳出を前年比のマイナスとし、「あらゆる長期計画を大幅縮減、歳出を伴う長期計画は策定しない」とされる。そして「財政赤字を含む国民負担率が50%を越えない財政運営」が目指されている。

このような原則のなかで文教予算も「聖域なき見直し」を強いられたのである。1997(平成9)年4月15日の財政構造改革会議企画委員会において、国立大学関係では以下の数値が具体的に示された。

これまで、国立大の教員養成課程の入学定員を、1987年度から97年度までの間に5,585人減らし、現在までに14,515人としてきた。これを更に2000年までに、5,000人減じて9,500人規模とする。そして国立大全体で、事務職員等を2000年までに3,000人減らし、国立大全体の臨時増募の5,600人を全廃する、というものであった。

おわりに

大学の学部改編、特に教員養成系大学におけるそれは、バブル崩壊後の経済不況と慢性的な赤字体質を抱える財政構造を背景としながら、18歳人口急減をその根拠として直接的には政府による行財政改革に端を發し押し進められている。

これまで見てきたように戦後の高度成長期における高等教育の拡大、そして70年代から80年代にかけて起こった18歳人口の急増・急減は、高等教育の政策に対して質的な問題より先立って、学生定員数の増減をどのようにコントロールするかという課題をもたらしていた。確かに高等教育は量から質へということが言われはした。しかし質的な課題は、むしろ学生定員数などの量的な課題のあとに、大衆化された高等教育の中身をどのようにしていくべきかというかたちで問われてきたと言える。一方、近年の財政構造改革に端を發し主導される改革は、具体的数値をもった縮小案を強制的に示しながら量的な縮小を促している。このようななかで高等教育は、各大学の戦略的な経営課題だけでなく、より大きな意味で高等教育像の転換期にあると思われる。関連して以下、高等教育の今後の課題について3点示したい。

第1は、弾力的で柔軟な大学教育を可能とする自己評価や自己点検を積極的に行なう各大学の自主的・自律的な経営である。特に自己評価については「教育・研究の内容まで踏み込んだ、より詳細な評価が必要」となっており、「多額の国家予算の支出に対する社会的説明責任（アカウンタビリティ）の立場からも、必要」といえる⁽²²⁾。

第2は、第1と関わって各大学の個性化が求められることである。実際、どれだけ個性化が実現されているといえるだろうか。「例えば、ほとんどの大学が大学院大学を志向し、国際化、情報化、生涯学習化など、追加機能をすべて担おうとしている。実際の行政指導や財源配分もそうした傾向を促すような形で行なわれており、結果的に大学の個別化よりも画一化を招いている」との指摘もある⁽²³⁾。このような指摘でも明らかなように個々の大学の対応だけでは難しい側面も指摘される。

第3に、同時に今後の高等教育の全体像をどのように描いて行くのかという大きな課題があろう。すなわちそれは、「高等教育システムの中での各種高等教育機関の位置付け、特に大学の類型化と類型や専門分野ごとの適正規模や地域配置についてのマスター・プラン」であり、「財政措置のあり方」や先に示した「評価システムをふくむグランドデザインが示されるべき時期」が来たとも指摘される⁽²⁴⁾。

いずれにせよ個々の大学は、縮小と再編が同時に訪れたことで急激な改革が要請されることとなった。エージェンシー化問題や任期制、あるいは大学院の拡充など多くの問題とも絡み、今後の課題は多い。

(注)

- (1) 喜多村和之「大学基準」『新教育学大事典5』第一法規、1990、所収、33-34頁。
- (2) 同上書。
- (3) 喜多村和之「大学設置基準」『新教育学大事典5』第一法規、1990、所収、37-38頁。
- (4) 文部省『我が国の文教施策(平成7年度)』、1996。
- (5) 本文中での第一次計画および第二、三、四次計画という呼び方は、天野郁夫「高等教育改革と市場原理」館昭編『現代の高等教育』玉川大学出版部、1995、に準じた。
- (6) 文部省『我が国の文教施策(平成7年度)』、1996。
- (7) 臨教審答申における高等教育に関する主な項目
第二次答申
第4章 高等教育の改革と学術研究の振興
第1節 高等教育の個性化・高度化
(1) 大学教育の充実と個性化 (2) 高等教育機関の多様化と連携 (3) 大学院の飛躍的充実と改革 (4) 大学評価と大学情報の公開
第2節 学術研究の積極的振興
(1) 大学における基礎的研究の推進 (2) 大学と社会の連携の強化 (3) 学術の国際交流
第3節 ユニバーシティ・カウンスル(大学審議会一仮称)の創設
第三次答申
第3章 高等教育機関の組織・運営の改革
第1節 高等教育財政
第2節 大学組織と運営
(1) 大学における自主・自律の確立 (2) 教員と職員 (3) 開かれた大学
第3節 大学の設置形態
- (8) 麻生誠「中教審四六答申から臨教審へ」館昭編『現代の高等教育』玉川大学出版部、1995、129-138頁。
- (9) 文部省『我が国の文教施策(平成7年度)』、1996。
- (10) 天野郁夫「高等教育改革と市場原理」館昭編『現代の高等教育』玉川大学出版部、1995、179頁。
- (11) 文部省『我が国の文教施策(平成7年度)』、1996、および文部省令大学設置基準。
- (12) 「各大学が、自らの教育理念・目的に基づきカリキュラムを自由に編成できるようにするため、授業科目について、大学設置基準上、一般教育科目、専門教育科目等の科目区分を設けないこととした。また、学生の卒業要件についても、授業科目区分別に単位数を定めることをや

め、学生が修得すべき最低の総単位数だけを規定することとした」。文部省『我が国の文教施策(平成7年度)』、1996。

- (13) 「大学における単位の計算方法の合理化を図るとともに、実験・実習等の授業を開設しやすくするため、基準を弾力化した。また、前述の答申においては通年授業を中心にカリキュラムが編成されているという現状について、学期の区分によって授業が完結されるという大学設置基準の規定の趣旨を活用するよう求めるなど、授業期間についての弾力的な運用が提言された」。文部省『我が国の文教施策(平成7年度)』、1996。

- (14) 社会人等が少ない時間を活用してパートタイムで大学教育を受けた場合、その成果について大学の正規の単位が得られるよう、学部に関連されている授業科目の一部を履修して一定の単位を修得する科目等履修生制度を導入した。

- (15) 大学院における改革(文部省『我が国の文教施策(平成7年度)』、1996より)

- ・博士課程の目的の改正(平成元年9月大学院設置基準及び学位規則改正)

博士課程の目的として、大学等の研究者のみならず、社会の多様な面で活躍し得る高度の能力と豊かな学識を有する人材(いわゆる高度専門職業人)を養成することも掲げ得るようにするとともに、このような能力を有する者に博士の学位を授与することができることとした。

- ・昼夜開講制・夜間大学院の実施(平成元年9月、5年10月大学院設置基準改正)

- ・修士課程の修業年限の弾力化(平成元年9月大学院設置基準改正)

修士課程の修業年限を標準2年とし、特に優れた業績を挙げた学生については、最短1年で修了を認めることもできることとした。

- ・大学院教員資格の改正(平成元年9月大学院設置基準改正)

- ・修士課程における研究指導委託(平成元年9月大学院設置基準改正)

- ・独立大学院の組織編制及び施設・設備に係る基準(平成元年9月大学院設置基準改正)

独立大学院(学部を置かない大学院だけの大学)の設置の円滑化を図るため、その組織編制や施設・設備に係る大綱的な基準を定めた。

- ・大学院入学資格の弾力化(平成元年9月学校教育法施行規則改正)

大学を卒業していなくても、大学に3年以上在学し、それぞれの大学院が定める所定の単位を修得した者には、大学院への入学資格を認めることができることとした。また、修士課程を修了してなくても、一定の研究歴等を有する者には、博士(後期)課程への入学資格を認めることができることとした。

- ・学位制度の改善(平成3年6月学位規則改正)

- ・学位授与機構の創設(平成3年4月国立学校設置法及び学校教育法改正、6月学位規則改正)

学位授与機構を創設(平成3年7月)し、①短期大学・高等専門学校卒業等が、大学や学位授与機構の認定する短期大学・高等専門学校の専攻科で一定の学修を行った場合、②学位授

与機構が大学・大学院に相当する教育を行うと認める、大学以外の教育施設の課程を修了した場合に学位を授与する道を開くこととした。

- (16) 短期大学及び高等専門学校においても、(1)の各事項に対応する事項について、それぞれの特色に応じて設置基準の大綱化を図るとともに、その卒業生は「準学士」を称することができることとした。また、高等専門学校については、従来、その対象が工業と商船の分野に限られていたが、その他の分野を対象分野に加えることができることとした。さらに、大学・短期大学と同様に、専攻科を設置することができるようにした。なお、専修学校についても一定の要件を満たした専門学校（専修学校専門課程）の修了者に対し、「専門士」の称号を付与することとした。また、専修学校設置基準を改正し、授業時数、他の教育機関における履修、教員資格などの取扱いを改善するとともに、昼夜開講制、科目等履修生制度を導入した。（文部省『我が国の文教施策(平成7年度)』、1996より）
- (17) 以後、2020（平成32）年には約123万6千人、2025（平成37）年には約122万4千人と予測される（国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口（平成9年1月推計）』より）。
- (18) 田村義雄編『図説 日本の財政(平成9年度版)』東洋経済新報社、1997、172頁。
- (19) 文部省『我が国の文教施策(平成7年度)』、1996。
- (20) 昭和57年度以降は、臨時行政調査会答申の指摘や厳しい国の財政事情等による補助金総額の抑制基調の下で、教育研究条件の整備状況に応じた傾斜配分の強化や、社会的要請の強い教育研究プロジェクトに着目した特別補助の拡充を図ってきている。しかしながら、一方で、学生数や教員数が大幅に伸びており、平成5年度の補助割合は12.4%となっている。文部省『我が国の文教施策(平成7年度)』、1996。
- (21) 欧米諸国の状況（文部省『我が国の文教施策(平成7年度)』、1996より。）

(ア) アメリカ

公立大学の大部分を占める州立大学については、設置者である州が経費の多くを負担しているが、このほかに、学生納付金、寄附金、事業活動収入等がある。私立大学については、学生納付金が最大の財源であるほか、連邦から研究者個人又はグループに対して支給される研究補助金の一部を大学が徴収することにより、大学にも公費が入る仕組みになっている。なお、学生の負担については、連邦給与奨学金のほか、連邦保証貸与奨学金（民間の金融機関が貸与し、政府が返済保証する）などの奨学金制度の充実が図られている。

(イ) イギリス

大学は、独立の法人であるが、財政的には、その収入の多くを国からの補助金に依存している。なお、学生から授業料等を徴収しているが、フルタイムの学生に対して地方教育当局から支給される給与奨学金の一部に、この授業料分が含まれているため、実際には学生の負担はない（給与奨学金は、直接には地方教育当局が支給しているが、その経費はすべて国が負担して

いる。)

(ウ) フランス

高等教育機関の多くは国立で、その経費の多くを国が支出している。学生は、登録料等の経費を負担するだけであり、授業料等の負担はない。

(エ) ドイツ

高等教育機関の多くは州立大学で、その経費については、州及び連邦が負担しており、授業料等は徴収していない。また、学生には親の所得に応じて、連邦教育助成法に基づく奨学金(半額給与、半額貸与)が支給されている。

我が国の場合は公財政支出の割合が低く、学生が負担する授業料等学生納付金の占める割合が高いことが特徴となっている。

このように欧米諸国では、一般政府総支出の国民所得に対する割合が相対的に高いこともあり、公財政支出の占める割合が高く、奨学金制度も比較的充実していることから、高等教育にかかる経費を幅広く社会全体で負担していると言うことができる。

(22) 井村裕夫「国立大学の立場から」『IDE：現代の高等教育』、2月号、1997、21頁。

(23) 市川昭午「求められるビジョンと決断」『IDE：現代の高等教育』、2月号、1997、44頁。

(24) 合田隆史「審議概要の示すもの」『IDE：現代の高等教育』、2月号、1997、11頁。